

○銚子市議会政務活動費の交付に関する規程

平成13年3月29日

議会告示第1号

改正 平成20年3月25日議会告示第1号

平成25年2月25日議会告示第1号

令和4年3月15日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、銚子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年銚子市条例第12号。以下「条例」という。）第13条の規定により、政務活動費の交付に係る会派に関する届出並びに政務活動費に係る申請並びに収入及び支出の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成25告示1・一部改正)

(会派結成の届出等)

第2条 条例第6条第1項の規定による届出は、会派届（別記様式第1号）により行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による届出は、会派解散届（別記様式第2号）により行うものとする。

(平成25告示1・旧第3条繰上)

(交付の申請等)

第3条 条例第7条第1項の規定による交付の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、政務活動費交付申請書（別記様式第3号）により行わなければならない。

(1) 条例第3条第2項の規定により交付を受けようとするとき 4月7日

(2) 条例第3条第3項の規定により交付を受けようとするとき 交付を受けようとする月の7日

2 条例第7条第2項に規定する交付の変更申請は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の7日までに、政務活動費変更交付申請書（別記様式第4号）により行わなければならない。

（平成25告示1・旧第4条繰上・一部改正）

（交付の請求）

第4条 会派の代表者は、条例第8条の規定による交付の決定又は交付の変更の決定があったときは、政務活動費交付請求書（別記様式第5号）により、市長に請求するものとする。

（平成25告示1・旧第5条繰上・一部改正）

（収支報告書等）

第5条 条例第9条第1項に規定する報告書は、政務活動費収支報告書（別記様式第6号。以下「収支報告書」という。）とする。

2 収支報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 収入伝票（別記様式第7号）

（2） 領収書その他支出を証する書類を添付した支出伝票（別記様式第8号）

（3） 視察その他の出張をした場合にあっては、出張概要報告書（別記様式第9号）

3 会派の代表者は、収支報告書に合わせて、政務活動費実績報告書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（平成20告示1・一部改正、平成25告示1・旧第6条繰上・一部改正）

（収支報告書の閲覧）

第6条 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

- 3 収支報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 4 収支報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

(平成25告示1・追加)

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日議会告示第1号)

この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度において交付する政務調査費から適用する。

附 則 (平成25年2月25日議会告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の銚子市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月15日議会告示第1号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別記
様式第1号(第2条第1項関係)

会 派 届(結 成・変 更)

年 月 日

銚子市議会議長 様

会派名

代表者氏名

次のとおり会派を結成(届出事項を変更)したので、銚子市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により届け出ます。

会 派 の 名 称		年 月 日	結 成 変 更
代 表 者 氏 名		年 月 日	結 成 変 更
出 納 責 任 者 氏 名		年 月 日	結 成 変 更
所 属 議 員 氏 名			
	所属議員数	人	年 月 日

様式第2号(第2条第2項関係)

会 派 解 散 届

年 月 日

銚子市議会議長 様

会派名

代表者であった者の氏名

次のとおり会派を解散したので、銚子市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により届け出ます。

1 解散年月日 年 月 日

2 所属議員氏名

様式第3号(第3条第1項関係)

年 月 日

銚子市長 様
(銚子市議会議長経由)

会派名
代表者氏名

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

銚子市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり申請
します。

- 1 会派所属議員数 人
- 2 交付申請に係る月 年 月分から 年 月分まで(計 月分)
- 3 交付申請額 円(円× 人× 月)

様式第4号(第3条第2項関係)

年 月 日

銚子市長 様
(銚子市議会議長経由)

会派名
代表者氏名

政 務 活 動 費 変 更 交 付 申 請 書

銚子市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり変更申請します。

	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
所属議員数	人	人	年 月 日
交付申請に係る月	年 月分から 年 月分まで	年 月分から 年 月分まで	年 月 日
交付申請額	円	円	年 月 日

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

銚子市長 様

会派名

代表者氏名

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

銚子市議会政務活動費の交付に関する規程第4条の規定により、政務活動費を次のとおり請求します。

1 請 求 金 額 円(円× 人× 月)

2 請求に係る月 年 月分から 年 月分まで(計 月分)

3 振 込 先

金融機関名	銀行・金庫・組合		本店・支店
預金種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人			

様式第6号(第5条第1項関係)

年 月 日

銚子市議会議長 様

会派名

代表者氏名

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

銚子市議会政務活動費の交付に関する条例第9条 第1項 第2項の規定により、
次のとおり報告します。

1 収支報告の期間 年 月分から 年 月分まで

2 収入

区 分	金 額	備 考
政 務 活 動 費 交 付 金 収 入	円	
雑 収 入	円	
計	円	

3 支出

区 分	金 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
研 修 費	円	
広 報 広 聴 費	円	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
事 務 費	円	
計	円	

4 収入支出差引残額 円

注

- 1 「備考」欄には、主な内容を記入してください。
- 2 収入伝票、支出伝票及び視察等出張した場合にあっては出張概要報告書を添付してください。

様式第7号(第5条第2項第1号関係)

収 入 伝 票

会 派 名	代 表 者	出納責任者
-------	-------	-------

年度 No._____

収入先	項 目	
	起 票	年 月 日
	収 入	年 月 日
	金 額	円
摘 要		

様式第8号(第5条第2項第2号関係)

支 出 伝 票

会 派 名	代 表 者	出納責任者
-------	-------	-------

年度 No. _____

支出先	項 目	
	起 票	年 月 日
	支 払	年 月 日
	金 額	円
摘 要		

注

- 1 領収書は裏面添付
- 2 視察等出張した場合は出張概要報告書を添付する

支 払 証 明 書
上記のとおり支払いしたことを証明します。
会派名 代表者

※ 領収書を添付できない場合

様式第9号(第5条第2項第3号関係)

年 月 日

銚子市議会議長 様

会派名 _____

代表者名(出張者) _____

出張概要報告書

- 1 出張日
- 2 出張先
- 3 目的
- 4 出張者名
- 5 概要

様式第10号(第5条第3項関係)

年 月 日

銚子市長 様

会派名

代表者氏名

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書

年 月 日付け銚子市 指令第 号をもって交付決定のあった政務活動費に係る市政に関する調査研究その他の活動の実績について、銚子市議会政務活動費の交付に関する規程第5条第3項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 実績報告の期間 年 月分から 年 月分まで
- 2 添 付 書 類 第5条第1項に規定する政務活動費収支報告書の写し

別記様式第1号（第2条第1項関係）

（平成25告示1・令4議会告示1・一部改正）

様式第2号（第2条第2項関係）

（平成25告示1・令4議会告示1・一部改正）

様式第3号（第3条第1項関係）

（平成25告示1・令4議会告示1・一部改正）

様式第4号（第3条第2項関係）

（平成25告示1・令4議会告示1・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平成25告示1・令4議会告示1・一部改正）

様式第6号（第5条第1項関係）

（平成25告示1・全改、令4議会告示1・一部改正）

様式第7号（第5条第2項第1号関係）

（平20告示1・追加、平成25告示1・一部改正）

様式第8号（第5条第2項第2号関係）

（平20告示1・追加、平成25告示1・一部改正）

様式第9号（第5条第2項第3号関係）

（平成25告示1・全改）

様式第10号（第5条第3項関係）

（平成25告示1・全改、令4議会告示1・一部改正）